

第 452 回 東京地方最低賃金審議会 資料

(目 次)

資料 1	令和 7 年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況……………	1
資料 2	東京都鉄鋼業最低賃金改正決定申出書（抜粋）……………	2
資料 3	東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金 改正決定申出書（抜粋）……………	5
資料 4	東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関 製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金改正決定申出書（抜粋） ……………	9
資料 5	東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製 造業、情報通信機械器具製造業最低賃金決定申出書（抜粋）……	13
資料 6	東京都自動車小売業（新車）最低賃金決定申出書（抜粋）……	16

令和 7 年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況

申出受理 年 月 日	件 名	協約・公正競争の別 改正・新設の別	申 出 者	A (注 1)	B (注 2)	A/B	労働協約上の最も 低い賃金 (円)
7. 7. 29	東京都鉄鋼業最低賃金 (平成 2 4 年東京労働局最低賃金公示第 5 号)	労働協約 改 正	日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部 委員長 石田 尚史	3, 170	6. 180 (注 3)	51. 3%	1, 328
7. 7. 29	東京都はん用機械器具、生産用機械 器具製造業最低賃金 (平成 2 0 年東京労働局最低賃金公示第 2 号)	労働協約 改 正	産業別労働組合 JAM 東京千葉 執行委員長 和田 洋 日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部 委員長 石田 尚史	5, 093	5, 731 (注 4)	88. 9%	1, 300
7. 7. 29	東京都自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 航空機・同附属品製造業最低賃金 (平成 2 0 年東京労働局最低賃金公示第 3 号)	労働協約 改 正	全日本自動車産業労働組合総連合会 東京地方協議会 議 長 二木 栄一 産業別労働組合 JAM 東京千葉 執行委員長 和田 洋 日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部 委員長 石田 尚史	12, 997	29, 448 (注 5)	44. 1%	1, 230
7. 7. 29	東京都電子部品・デバイス・電子回路製 造業、電気機械器具製造業、情報通信機 械器具製造業最低賃金	労働協約 新 設	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 東京地方協議会 議 長 栗原 英之 産業別労働組合ジェイ・エイ・エム (JAM) 東京千葉 執行委員長 和田 洋	31, 240	30, 841 (注 6)	101. 3%	1, 233
7. 7. 29	東京都自動車小売業 (新車)	労働協約 新 設	全日本自動車産業労働組合総連合会 東京地方協議会 議 長 二木 栄一	9, 874	18, 729 (注 5)	52. 7%	1, 215

注 1) A は、申出者が代表する（基幹的）労働者数。

注 2) B は、適用される（基幹的）労働者数。資料出所は、「令和 3 年経済センサス-活動調査-」に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、賃金実態調査結果を踏まえて推計。

注 3) 次の者を除く。（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者。（2）雇入れ後 2 年未満の者であって、技能習得中の者。（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注 4) 次の者を除く。（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者。（2）雇入れ後 2 年未満の者であって、技能習得中の者。（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注 5) 次の者を除く。（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者。（2）雇入れ後 1 年未満の者であって、技能習得中の者。（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注 6) 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週 20 時間以上の者で、

（1）契約期間の定めがなく雇用されている労働者

（2）契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者

（3）契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇い入れの時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

ただし、次の者を除く。（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者。（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中の者。

（3）次に掲げる業務に主として従事する者。イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械（卓上又は手持ち式で使用するものに限る。）を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

2025 年 7 月 29 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京都中央区新川 1-23-4

イドビル 2 階

日本基幹産

会 東京都本部

石田 尚

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、東京都鉄鋼業の最低賃金の改正決定を求める申し出を行う事に合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

東京都において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (1 人)
- (2) 雇入れ後 2 年未満の者であって、技能習得中の者 (19 人)
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (0 人)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

東京都 鉄鋼業



3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

東京都鉄鋼業において、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上について、最低賃金に関する労働協約が締結されていることから、同労働協約をもって法定最低賃金の改正(引き上げ)決定を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数	3,170 人
東京都鉄鋼業の適用労働者数	6,180 人
＝概ね3分の1以上	

なお、労働協約上の最も低い最低賃金は以下のとおりである。

- ・月 額： 21,500円
- ・時間額： 1,328円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 1,163円

6. 添付書類

- ① 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- ② 労働協約の写し
- ③ 東京都鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2025年度鉄鋼業における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2025年度鉄鋼業 申出書 労働協約の基礎データ

事業所名	組合名	該当労働者数	労働者数 (総数)	*①：18歳未満又は65歳以上の者			委任状	協約 写	労働時間 資料報告	意思 疎通 報告	*②：2年未満で技能習得中		*③：清掃・片付けの業務		労使 意思疎通 実施日			
				除対象	*②	*①					協約上最低賃金		20歳（基幹的労働者）					
											月 額	時間額	月 額	時間額				
1 J F E スチール株式会社	J F E スチール本社労働組合	1,096	1,096	0	0	0	○	○	○		235,000	1,490	247,840	1,572	21.80	157.70	6月16日	
2 日本製鉄株式会社	日本製鉄本社労働組合	1,218	1,218	0	0	0	○	○	○		215,000	1,328	215,000	1,328	20.40	161.87	4月18日	
3 株式会社神戸製鋼所	神戸製鋼所労働組合東京支部	547	548	1	0	0	○	○	○		224,560	1,426	244,000	1,549	20.40	157.50	4月3日	
4 三菱製鋼株式会社	三菱製鋼労働組合本社支部	146	146	0	0	0	○	○	○		217,000	1,371	229,900	1,453	20.00	158.25	4月1日	
5 日鉄建材株式会社	日鉄建材労働組合本社支部	163	182	0	19	0	○	○	○		222,000	1,419	223,600	1,429	20.19	156.42	6月30日	
	合計数	3,170	3,190	1	19	0												
	単純 平均										222,712	1,407	232,068	1,466	20.56	158.35		

労働者数	3,190
除外対象者数	20
該当労働者合計数	3,170
令和7年度適用労働者数	6,180
率	51.3%

2025年7月29日

東京労働局長

増田 嗣郎 殿

東京都江東区 9
産業別労働組 業
執行委員 和田

東京都中央区 4
イドビル2階
日本基幹産 会東京都本
委 石田 尚

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申し出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

東京都において、はん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 18歳未満又は65歳以上の者 | 5名 |
| (2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中のもの | 81名 |
| (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 | 5名 |

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

あわせて、上記1.の通り適用する労働者の範囲の改正を求める。



4. 申し出の理由

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が（基幹的労働者の）概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正（引き上げ）を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数	5,093人
東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業の適用労働者数	5,731人
＝概ね3分の1以上	

なお、労働協約上のもっとも低い賃金は以下の通りである。

時間額 1,300円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 1,163円

6. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 申し出に関する合意書及び委任状
- ③ 東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2025年度はん用機械器具、生産用機械器具製造業における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2025年度はん用機械 申し出書 労働協約の基礎データ

〔東京都におけるはん用機械器具、生産機械器具製造業の事業所数と労働者の概数
および このうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数〕

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業

東京都におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者の概数		
産 業 名	事業所数	適用労働者数
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	499	5,731人

労働協約適用労働者数

事業所名	組合名	適用労働者数
株式会社 I H I	I H I 労働組合連合会東京支部	2,067人
住友重機械工業株式会社田無製造所	住友重機械労働組合田無地方本部	342人
住友重機械工業株式会社	住友重機械労働組合東京地方本部	1,045人
株式会社 I H I 建材工業	I H I 建材工業労働組合	116人
ダイキン工業株式会社	ダイキン工業労働組合東京支部	729人
日本精工株式会社	日本精工労働組合	885人
合 計		5,184人

2025年度はん用機械器具、生産用機械器具製造業における
法定最低賃金と改正申請組織実態との格差

今年度の改正申請組織実態額と現行法定産別最低賃金を比較した結果、以下の格差が明らかになりました。

現在のはん用機械器具製造業最低賃金額と改正申請労組（企業内協定済み）と実態額と単純、加重金額全てを比較しても格差が開いています。

労 組 名	時 間 額	現行最賃額	格差額
I H I 労働組合連合会東京支部	1, 3 0 0 円	1, 1 6 3 円	1 3 7 円
住友重機械労働組合田無製造所	1, 3 3 0 円		1 6 7 円
住友重機械労働組合東京地方本部	1, 3 3 6 円		1 7 3 円
I H I 建材工業労働組合	1, 3 0 0 円		1 3 7 円
ダイキン工業労働組合東京支部	1, 4 3 9 円		2 7 6 円
日本精工労働組合	1, 3 2 5 円		1 6 2 円

令和7年7月29日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京都港区海岸1-4
全日本自動車産業労働

議長

センター

東京地方

二木 栄一

東京都江東区亀戸1
産業別労働組合 JA

和田

東京都中央区新川1
日本基幹産業労働組

パーサイドビル2階

都本部

石田 尚

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

東京都において、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業



3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

あわせて、上記1. の通り適用する労働者の範囲の改正を求める。

4. 申出の理由

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が(基幹的労働者の)概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正(引き上げ)を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数 13, 258人

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業の適用労働者数 29, 448人 … 概ね3分の1以上

なお、労働協約上のもっとも低い賃金は以下の通りである。

時間額 1, 230円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 1,163円

6. 添付書類

- ① 申し出に関する合意書及び委任状
- ② 労働協約の写し
- ③ 東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業の事業所数と労働者数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2025 年度東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2025 年度東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業 申出書 労働協約の基礎データ

[合意する者の事業所別内訳]

1. 東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

産業名	事業所数	適用労働者数
東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	536	29,448 人

1) - 1 労働協約適用労働者数

13,258 人

	事業所名	組合名	労働者数	18歳未満 または65 歳以上 (内数)	1年未満 (内数)	1年以上 清掃 (内数)
1	川崎重工業㈱	川崎重工労働組合 関東支部	429	0	0	0
2	三菱重工業㈱	三菱重工グループ労働組合連合会 本社・横浜地区本部	3,125	18	0	0
3	㈱三井E&S	三井E&S労働組合 本社支部	217	0	0	0
4	㈱IHI瑞穂工場/ 鶴ヶ島工場/昭島事務所	IHI労働組合連合会 武蔵支部	2,048	0	84	0
5	㈱IHI原動機	IHI原動機労働組合 本社支部	316	0	0	0
6	NOK㈱	NOKグループユニオン	631	3	0	0
7	㈱ジェイテクト	ジェイテクト労働組合 東京支部	372	0	0	0
8	ハイリマレリジャパン㈱	ハイリマレリジャパン労働組合 新宿分会	94	0	0	0
9	本田技研工業㈱	本田技研労働組合 本社全国支部	1,124	0	0	0
10	三菱自動車工業㈱	三菱自動車工業労働組合 東京支部	2,164	0	0	0
11	㈱SUBARU	SUBARU労働組合 本社事務所 東京事業所	2,847	4	0	0
合計			13,367	25	84	0
適用労働者数			13,258			

1) - 2労働協約適用事業所の最低賃金額

	事業所名	月間所定労働		月額 (円)		日額 (円)		時間額 (円)	
		日数(d)	時間(h)						
1	川崎重工業㈱	20.000	160.00	208,000	協定	10,400		1,300	
2	三菱重工業㈱	19.917	159.30	212,400	協定	10,664		1,333	
3	㈱三井E&S	20.000	160.00	208,000	協定	10,400		1,300	
4	㈱IHI瑞穂工場/ 鶴ヶ島工場/昭島事務所	20.000	160.00	208,000	協定	10,400	協定	1,300	協定
5	㈱IHI原動機	20.000	160.00	208,000	協定	10,400		1,300	
6	NOK㈱	20.333	162.67	206,100	協定	10,136		1,267	
7	㈱ジェイテクト	20.333	157.58	197,000	協定	9,689		1,250	
8	ハイリマレリジャパン㈱	20.333	162.67	200,000	協定	9,836		1,230	
9	本田技研工業㈱	20.333	162.67	210,560	協定	10,372	協定	1,294	
10	三菱自動車工業㈱	20.333	162.67	201,200	協定	9,895	協定	1,236.9	協定
11	㈱SUBARU	20.330	162.67	205,000	協定	10,084	協定	1,261	協定
単純平均		20.174	160.93	205,842		10,207		1,279	

注1) 各金額欄については協定金額（右欄に「協定」と記載）を優先して記載しているが、協定で定められていない金額については所定労働時間および日数から割り出した算出値を記載している。

注2) 月間所定労働時間および日数については、年間所定労働時間および日数から算出するため、実際には割り切れない数字となるが、上記表内では時間数が小数点第3位を、日数が小数点第4位を四捨五入した数値でそれぞれ記載した。

注3) 各金額の算出値（協定額以外）についてはエクセル自動計算による数値のため、上記表内の見たままの数値（四捨五入後の数値）を手計算した値とは乖離が生じている場合がある。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年7月29日

東京都千代田区1丁目3番1号
全日本電機・電子・情報関連産業
東京地方協議会
議長

東京都江東区亀戸1丁目
産業別労働組合ジェイ
報

1) 東京
田

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の決定を求める申出に合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出者を代表する基幹的労働者の範囲

東京都の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業(集積回路製造業又は光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業に限る。その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業及びこれらの産業において管理、補助的経営活動を行う事業所を除く。)、電気機械器具製造業(電気溶接機製造業、電球製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経営活動を行う事業所を除く。)、情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、交通信号保安装置製造業、その他の情報通信機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経営活動を行う事業所を除く。)を営む使用者に使用される労働者

適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、

- (1) 契約期間の定めがなく雇用されている労働者
- 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され
- (2) 過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
- (3) 雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

ただし、次に掲げるものの者を除く

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持ち式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

2. 最低賃金の決定を申し出る最低賃金の件名

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が2分の1を超えていることから、法定最低賃金の決定を求めるものである。



賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	31,240 人
東京都電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具の製造を営む 使用者に使用される労働者数	30,841 人

(最も低い)労働協約の金額	1,233円	／	時間額
現在適用されている法定最低賃金額	1,163円	／	時間額

5. 添付書類

- ① 申出に関する合意書及び委任状
- ② 労働協約の写し等
- ③ 東京都の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
の製造を営む事業所、組合、労働協約適用労働者数

以 上

東京都電気機械器具、情報通信機械器具を営む事業所、組合、労働協約適用労働者数

事業所名	組合名	適用 労働者 (人)	月間 労働時間 (H)	最低賃金	
				月額 (円)	時間額 (円)
1 岩崎通信機株式会社	岩通ユニオン	182	154.00	190,000	1,233
2 SMK株式会社	SMK労働組合東京支部	287	156.90	197,000	1,255
3 沖電気工業株式会社	沖電気工業労働組合芝浦支部	828	154.35	200,000	1,295
4 沖エンジニアリング株式会社	沖エンジニアリング労働組合	54	154.35	200,000	1,295
5 オムロン株式会社	オムロン労働組合東部支部	450	155.00	201,000	1,296
6 コニカミノルタ株式会社	コニカミノルタ労働組合関東支部	2,009	153.00	206,050	1,346
7 サクサ株式会社	サクサ労働組合	122	154.38	200,000	1,295
8 シンフォニアテクノロジー株式会社	シンフォニアテクノロジー労働組合東京支部	134	154.30	205,000	1,328
9 太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	太陽誘電モバイルテクノロジー労働組合	586	156.30	193,500	1,238
10 ティアック株式会社	ティアック労働組合	288	152.00	200,000	1,315
11 株式会社東光高岳	東光高岳労働組合東京支部	214	155.00	200,000	1,290
12 株式会社東芝	東芝労働組合府中支部	1,893	154.40	205,000	1,327
13 東芝エルイーソリューション株式会社	東芝エルイーソリューション労働組合	51	154.40	200,000	1,295
14 東芝コンシューママーケティング株式会社	東芝コンシューママーケティング労働組合	145	154.40	200,000	1,295
15 東芝テック株式会社	東芝テック労働組合本社支部	580	154.40	205,000	1,327
16 東芝テックソリューションズ株式会社	東芝テックソリューションサービス労働組合	474	159.30	205,000	1,286
17 東芝インフラテクノサービス株式会社	東芝電機サービス労働組合	203	154.40	205,000	1,327
18 東芝テリー株式会社	東芝テリー労働組合	213	154.35	205,000	1,328
19 東芝ディーエムエス株式会社	東芝ディーエムエス労働組合	127	154.40	205,000	1,327
20 株式会社TMEIC	TMEIC労働組合本社支部	623	154.30	208,000	1,348
21 株式会社TMEIC	TMEIC労働組合府中支部	393	154.30	208,000	1,348
22 日本電気株式会社	日本電気労働組合府中支部	1,287	154.25	223,000	1,445
23 NECネットワーク・センサ株式会社	NECネットワーク・センサ労働組合	559	154.35	201,700	1,306
24 日本電気通信システム株式会社	日本電気通信システム労働組合	257	154.35	223,000	1,444
25 日本航空電子工業株式会社	日本航空電子工業労働組合	1,276	159.30	200,000	1,255
26 バイオニア株式会社	バイオニア労働組合本社広域支部	279	155.00	200,000	1,290
27 PHC株式会社	PHC労働組合首都圏広域地区	181	154.42	201,000	1,301
28 パナソニック株式会社 コンシューママーケティングジャパン本部	パナソニック77 ライフソリューションズマーケティング 支部	298	153.70	201,000	1,307
29 パナソニック株式会社エレクトロニクスワークス社	パナソニックエレクトロニクス労働組合マーケティング 支部	1,578	153.70	201,000	1,307
30 パナソニックカーエレクトロニクス(株)	パナソニックカーエレクトロニクス労働組合	123	155.00	200,000	1,290
31 パナソニック コネクト株式会社	パナソニックコネクト労働組合GSOL支部	1,005	153.70	200,000	1,301
32 パナソニック産機システムズ株式会社	パナソニック産機システムズ労働組合	479	153.70	201,000	1,307
33 株式会社日立製作所	日立製作所労働組合ヘルスケア支部	233	154.30	205,000	1,328
34 株式会社国際電気	国際電気労働組合	890	154.35	205,000	1,328
35 日立グローバルライフソリューションズ株式会社	日立グローバルライフソリューションズ 労働組合	1,900	154.30	205,000	1,328
36 株式会社日立産機システム	日立産機システム労働組合	333	154.30	205,000	1,328
37 マクセル株式会社	マクセル労働組合営業所支部	125	155.00	200,000	1,290
38 富士電機株式会社	富士電機労働組合東京支部	2,230	154.35	205,000	1,328
39 富士電機テクニカ株式会社	富士電機テクニカ労働組合	225	154.35	205,000	1,328
40 扶桑電通株式会社	扶桑電通労働組合	491	154.00	193,500	1,256
41 三菱電機インダストリアルソリューションズ株式会社	三菱電機インダストリアルソリューションズ 労働組合東京支部	92	155.00	200,000	1,290
42 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社	三菱電機インフォメーションシステムズ 労働組合東日本分会	1,092	155.00	207,000	1,335
43 株式会社明電舎	明電舎労働組合広域支部	920	155.00	205,000	1,322
44 メタウォーター株式会社	メタウォーター労働組合	918	146.20	202,000	1,381
45 シチズン時計株式会社	JAMシチズン労働組合	873	155.00	191,400	1,234
46 ニコン株式会社	ニコン労働組合	2,409	158.00	196,000	1,240
47 株式会社東京精密八王子工場	東京精密労働組合	585	153.30	206,400	1,346
48 ミツミ電機株式会社	ミツミユニオン	746	157.58	196,500	1,246

31,240

令和7年7月29日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京都港区海岸1-4-1 東京労働センター
全日本自動車産業労働組合 東京地方協議会
議長 二木 栄一

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都自動車小売業(新車)の最低賃金の新設決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

東京都において、東京都自動車小売業(新車)を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

2. 新設の決定を申出る最低賃金の件名

東京都自動車小売業(新車) 産業コード:15911

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の新設の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

あわせて、上記1. の通り適用する労働者の範囲の新設を求める。

4. 申出の理由

東京都自動車小売業(新車)において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が(基幹的労働者の)2分の1に達していることから法定最低賃金の改正(引き上げ)を求めるものである。



当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数 9,874人

東京都自動車小売業(新車)の適用労働者数 18,729人 … 2分の1以上

なお、労働協約上のもっとも低い賃金は以下の通りである。

時間額 1,215円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 1,163円

6. 添付書類

- ① 申し出に関する合意書及び委任状
- ② 労働協約の写し
- ③ 東京都小売業(新車)の事業所数と労働者数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2025 年度東京都小売業(新車)における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2025 年度東京都小売業(新車) 申出書 労働協約の基礎データ

[合意する者の事業所別内訳]

1. 東京都自動車小売業(新車)の事業所数と労働者の概数

産業名	事業所数	適用労働者数
自動車小売業 (新車)	1,036	18,729 人

1) -1労働協約適用労働者数

9,874 人

	事業所名	組合名	労働者数	18歳未満 または65 歳以上 (内数)	1年未満 (内数)	1年以上 清掃 (内数)
1	トヨタモビリティ東京㈱	トヨタモビリティ東京労働組合	6,769	2	0	5
2	㈱ホンダモビリティ南関東	ホンダ販売労働組合 ホンダモビリティ南関東支部	1,319	0	0	0
3	東京スバル㈱	全国スバル販売労働組合 東京スバル支部	659	0	0	0
4	いすゞ自動車首都圏㈱	いすゞ自動車首都圏労働組合	420	0	0	0
5	ダイハツ東京販売㈱	ダイハツ東京労働組合	758	35	9	0
合計			9,925	37	9	5
適用労働者数			9,874			

1)－2労働協約適用事業所の最低賃金額

	事業所名	月間所定労働		月額 (円)		日額 (円)		時間額 (円)	
		日数(d)	時間(h)						
1	トヨタモビリティ東京㈱	20.250	156.90	193,000	協定	9,531		1,231	協定
2	㈱ホンダモビリティ南関東	20.400	163.30	209,400	協定	10,265	協定	1,282	協定
3	東京スバル㈱	20.833	156.25	200,000	協定	9,600		1,280	
4	いすゞ自動車首都圏㈱	20.750	155.63	202,000	協定	10,100	協定	1,346	協定
5	ダイハツ東京販売㈱	20.000	160.50	195,000	協定	9,720	協定	1,215	協定
単純平均		20.447	158.52	199,880		9,843		1,271	

注1) 各金額欄については協定金額（右欄に「協定」と記載）を優先して記載しているが、協定で定められていない金額については所定労働時間および日数から割り出した算出値を記載している。

注2) 月間所定労働時間および日数については、年間所定労働時間および日数から算出するため、実際には割り切れない数字となるが、上記表内では時間数が小数点第3位を、日数が小数点第4位を四捨五入した数値でそれぞれ記載した。

注3) 各金額の算出値（協定額以外）についてはエクセル自動計算による数値のため、上記表内の見たままの数値（四捨五入後の数値）を手計算した値とは乖離が生じている場合がある。

以上